



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔告 示〕

○化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件 (環境八〇)

二

○窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件 (同八一)

六

○りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件 (同八二)

三

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

破産、免責、再生関係

三

特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六條の規定に基づく登録の失効、弁理士登録関係

五

地方公共団体  
行旅死亡人関係  
会社その他  
会社決算公告